令和3年7月30日招集

7月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度7月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年7月30日(金)午後4時から午後4時58分
- 2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室
- 3 出席委員 (21人)

1番 虎澤栄三 2番 石山和徳 3番 渡邉芳枝 4番 小戸田修子 5番 鈴木健二 6番 小熊義信 9番 内藤浩一 7番 山岸信一 8番 成田誠一 12番 塚原幸夫 10番 谷澤康雄 11番 坂井雄一 13番 鈴木金一 14番 別所正幸 15番 神田和博 16番 石塚絹代 17番 田中さとみ 18番 仁多見繁隆

- 19番 齋藤茂博
 - 8番 大坂豊 (農地利用最適化推進委員)
- 19番 新保孝修(農地利用最適化推進委員)
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2議事
 - (1)農地部会所掌

議案第33号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第34号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第35号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第36号	別段面積の設定に関する意見決定について
議案第39号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について 報告事項 農地所有適格法人の要件確認の報告について

(2)農政振興部会所掌

議案第37号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

(3)部会所掌外

議案第38号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(東区、中央区、江

南区)の選任に関する要綱(案)について

(4)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井靖彦 事務局次長 佐藤敏宏 事務局次長 小林友衛 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 八百板恵 管理係主査 遠藤文博

7 会議の概要

小林次長

それでは、これより7月定例総会を開会いたします。本日は全員 出席でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定に より、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報 告申し上げます。なお、調査委員長として大坂豊委員、新保孝修委 員もご出席いただいております。よろしくお願いいたします。同委 員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいた だきます。どうぞ、議長席へお願いします。

議長(会長)

(虎澤会長 挨拶)

それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録 署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

議長(会長)

異議なし、ということでありますので、私の方でご指名申し上げます。8番成田誠一委員、9番内藤浩一委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長について、ご提案申し上げます。新潟市中央農業委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることになっておりますが、農地部会及び農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

議長(会長)

異議なし、ということでありますので、農地部会の所掌に関する 議事につきましては、鈴木農地部会長から、また農政振興部会の所 掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長から議長を務 めていただき、その他については私が議長を務めることにいたしま す。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長は、 鈴木農地部会長と交代いたします。

議長(農地部会長)

(鈴木農地部会長 挨拶)

議事の都合上、追加の議案第39号農地法第3条許可申請に関す

る意見決定について、議案第33号農地法第4条許可申請に関する 処分決定について、議案第34号農地法第5条許可申請に関する処 分決定について、議案第35号事業計画変更承認申請に関する処分 決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の 説明をお願いいたします。

農地係長

農地係の伊藤でございます。それでは、私の方から着席のまま、 ご説明申し上げます。

初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大江山地区で1件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で1件、大江山地区で3件、横越地区で2件、亀田地区で1件の計7件です。事業計画変更承認が、横越地区で1件です。今月の議案件数は合計で10件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(農地部会長)

ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。

第1地域調査委員長

第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第3条申請が1件、第4条申請が1件、第5条申請が4件でした。

まず、追加議案第39号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲渡人は耕作できないため、譲受人は経営規模の拡大のため申請に至りました。申請地は江南区直り山と松山の畑5筆1,925㎡で農用地区域外です。世帯の経営面積は110.55aです。農業従事者は1名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

次に、議案第33号農地法第4条許可申請についてです。議案書1ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を露天駐車場及び資材置場敷地に転用するものです。申請地は、現在休耕地となっており、近隣にある企業から駐車場や資材置場として借りたいとの要望があったため申請に至りました。申請地は、東区津島屋3丁目の畑1筆2,023㎡です。農地区分は、事業用地や集落で囲まれた10ha未満の小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に、議案第34号農地法第5条許可申請についてです。2ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、露天資材置場敷地に転用するものです。転用者は、北区内で内装業を営んでいますが、資材置場が手狭となったため、作業現場へのアクセスもいいこの申請地を資材置場とするため、今回の申請に至りました。申請地は東区本所1丁目の畑1筆399㎡です。農地区分は、県道とJR白新線および集落に囲まれた10ha未満の小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

2ページ2号は、転用者から事情聴取しました。農地を売買で取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。転用者は、申請地近くで建設業を営んでおり、申請地隣地の既存駐車場を拡張するため申請に至りました。申請地は江南区北山の畑1筆59㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

2ページ3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に 使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在アパートに住んでいますが、子供が生まれ手狭となったため、実家の隣の畑に個人住宅を建築するため申請に至りました。申請地は江南区松山の畑1筆398㎡です。農地区分は、前面

道路に水道管と下水道管が埋設されており、申請地から 500m以内に教育施設等が複数存在しているため第3種農地と判断しました。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

2ページ4号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を 売買で取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、 現在アパートに住んでいますが、子どもが成長し手狭となったた め、教育施設からも近いこの申請地に、個人住宅を建築するため申 請に至りました。申請地は江南区丸山ノ内善之丞組の畑1筆 218 ㎡です。農地区分は、前面道路に水道管と下水道管が埋設されており、申請地から 500m以内に教育施設等が複数存在しているため第 3種農地と判断しました。資金は借入金で賄います。転用にあたり、 土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとるこ とから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るま で工事を行わないよう指導しました。以上です。

議長(農地部会長)

ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願い します。

第2地域調査委員長

第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査 案件は、農地法第5条許可申請が3件、事業計画変更承認申請が1 件でした。

初めに、本冊議案書3ページ農地法第5条許可申請であります。 横越地区5号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を購入し、露天資材置場敷地に転用するものです。転用者は、現在、土木建設業を営んでおり、自宅近くに資材置場を借り、使用していますが、所有者から土地を返して欲しいと話があり、資材置場の代替地を探していたところ、近くの農家から農地を譲っていただけることとなり、申請となりました。申請地は、江南区横越東町2丁目、畑2筆806㎡農用地区域外です。農地区分は、住宅の用、事業の用に供する施設や公共施設や公益的施設が連たんしていることから、第3種農地として判断しました。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害を与えないよう注意し、雨水関係は土留めを行い、排水施設を設置するとのこと。許可するにあたって問題 ないものと判断し、許可がでるまで工事を行わないよう指導しました。

次に、横越地区6号は、転用者の代理人より事情聴取しました。 農地を購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、 現在、借家住まいで、以前から家の建築を考えていましたが、渡人 が農地を処分したいとの話を聞き、両者合意したため、申請となり ました。申請地は、江南区横越川根町2丁目、田2筆236㎡、農用 地区域外です。農地区分ですが、申請地西側には農地の広がりがあ り、概ね10ha以上の規模の農地区域内にあることから、第1種 農地ですが、転用目的が住宅で集落に接続して建築されることか ら、不許可の例外に該当し、許可できるものと判断しました。資金 は、金融機関からの借入となっています。転用にあたり、周辺農地 に被害を与えないよう注意し、雨水関係は土留めを行い、前面の側 溝へ、生活雑排水は、公共下水道に接続して処理するとのことです。 許可するにあたって問題ないものと判断し、許可がでるまで工事を 行わないよう指導しました。

次に、亀田地区7号は、転用者から事情聴取しました。農地を売買で購入し、露天資材置場敷地に転用するものです。転用者は、申請地の隣や道路を挟んだ向いに、既存の資材置場があり、3年前より住宅の解体事業にも参入するなど、事業拡大に併せて、機材や重機が増えたことで、現在の既存敷地内では手狭となり、敷地拡張のため、申請となりました。申請地は、江南区城所、田2筆 488.1 ㎡、農用地区域外です。農地区分ですが、申請地南側には農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の農地区域内にあることから、第1種農地ですが、拡張に係る申請地が既存敷地に隣接し、既存敷地面積の2分の1を超えない面積であることから、不許可の例外に該当し、許可できるものと判断しました。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害を与えないよう注意し、雨水関係は土留めを行い、側溝から排水路へ流すとのことです。許可するにあたって問題ないものと判断し、許可がでるまで工事を行わないよう指導しました。

次に、議案書4ページ、議案第35号事業計画変更承認申請であります。横越地区1号は、申請人の代理人から事情聴取しました。 天然ガスの試掘施設の一時転用の延長によるものです。当初の申請は、平成24年8月に農地法第5条の一時転用をしたところで、平成27年、平成30年に一時転用の延長を受け、現在に至っていま す。今回についても3年間の延長申請ですが、現在、天然ガスの試掘量が減少し、試掘作業は中止しており、今後の方針が決定していない中、期間終了を迎えることから、引き続き3年間の延長により方針を決定したいとのことであります。申請地は江南区沢海、田1筆1,533㎡のうち1,188.17㎡です。転用期間は、令和3年8月20日から令和6年8月19日までの3年間です。農用地区域に対する新潟市の同意書、土地改良区の意見書、申請者双方からの誓約書の提出もあり、周辺農地への影響もないものと判断、引き続き適正な管理を行うとともに、方針決定後は行政等へ必要な手続きを行うよう指導しました。以上です。

議長(農地部会長)

ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

塚原委員

12番塚原です。議案第39号ですが、10a当たりの対価、49,000円でよろしいでしょうか。

農地係長

こちらは、成年後見人が付かれている案件です。この他にも雑種地など他の土地も一括で、譲受人と売買することになります。これを単純に、面積で割り返すと 49,000 円となり安くなっています。現状は、荒れているところもあり、手を加えないといけないところもありまして、双方の協議の中でこの値段で、決定したということであります。

塚原委員

わかりました。

議長(農地部会長)

他にご質問、ご意見ありませんか。

(質問・意見なし)

議長(農地部会長)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第39 号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。

(異議なし)

議長(農地部会長)

皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第33号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。

(異議なし)

議長(農地部会長)

皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページから3ページまでの議案第34号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。

(異議なし)

議長(農地部会長)

皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊4ページの議案第35号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長(農地部会長)

皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた します。次に、本冊5ページの議案第36号別段面積の設定に関す る意見決定について、事務局の説明をお願いします。

農地係長

それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号で農地等の権利を取得しようとする者は、その取得後の面積が、都道府県で50 a 以上と規定されていますが、農地法施行規則で定める基準の面積の範囲内で、農業委員会にて別段面積を定めることができます。しかし本市では、農地法第3条に規定する事務の全部を市長に移譲しています。これに伴い、6ページにある市長からの意見照会に対する回答文書を、定例総会でお諮りするもので

す。下限面積を設定する基準は、農地法施行規則第17条第1項と 第2項で規定されています。第1項では、設定区域内で経営面積 50a未満の農家数が多い場合、別段面積を設定することができま す。ただし、設定区域内の農家総数に対し、別段面積未満の農家数 が概ね4割を下回っては、いけない縛りがあります。次に第2項で は、耕作放棄地が相当程度存在する区域では、農業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に支障がなければ第1項の規定にかかわらず、 新規就農を促進するために、適当と認められる面積を設定できま す。5ページに記載のとおり第1項の要件について、最新の 2020 年農林業センサスを用いて、管内の各地区及び、各区で試算した結 果、50a未満の農地を耕作している農家が約1割でした。また、 第2項の要件について、令和2年度利用状況調査の結果は、管内の 耕作放棄地が約 0.03%でした。このように別段面積を設定できる 基準をともに満たしていないため、設定を行う必要性がないという ことで、市長に回答を行うものです。以上で、説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(農地部会長)

今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長(農地部会長)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長(農地部会長)

皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定し、 事務局から市長へ回答をお願いします。続きまして、報告に移りま す。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につい て、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理につい て、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農 地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条 転用届出に関する受理について、本日追加の報告事項農地所有適格 法人の要件確認の報告について、一括して事務局の説明をお願いし ます。

農地係長

それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。

まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理 についてです。議案書の7ページになります。大形地区で1件、横 越地区で2件の計3件について、届出書を受理しましたので、ご報 告いたします。

次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の8ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように、届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うことになります。石山地区で1件、曽野木地区で1件、横越地区で3件、亀田地区で1件の計6件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の9ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の19件について、照会がありました。新潟地区で1件、石山地区で5件、大形地区で7件、大江山地区で1件、鳥屋野地区で1件、曽野木地区で1件、亀田地区で3件の照会で、現地確認の上、非農地として回答しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の13ページをご覧ください。石山地区で1件、大形地区で1件、鳥屋野地区で1件の計3件1,227㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の14ページをご覧ください。石山地区で1件、大形地区で1件、鳥屋野地区で2件、亀田地区で4件の計8件3,494㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

続きまして、本日配布の追加で、報告事項農地所有適格法人の要件確認の報告について、をご覧ください。農地に使用収益権等を有し、耕作若しくは養畜の事業に供している農地所有適格法人は、農地法第6条第1項および同法施行規則第58条第1項の規定により、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に事業の状況等をその農地の所在地を、管轄する農業委員会に報告することとされています。また、農地法第6条第2項では、農業委員会は、提出のあった報告書に基づき、農地所有適格法人が、農地法第2条第3項各号の要件を満たさなくなる恐れがある時は、その法人に対し必要な指導勧告をする

ことができると規定されています。管内の法人は、今年から横雲フ ァーム、恒蔵が加わり24法人となりました。今年度は、24法人 すべてから報告書の提出を受けておりますのでご報告いたします。 最初に1の法人形態です。株式会社が8法人、有限会社が4法人、 農事組合法人が11法人、合同会社が1法人で、いずれも法人形態 として適正です。次に2の事業要件です。法人が生産する農産物販 売や農業関連事業による売上高が、総売上の過半であることが要件 とされています。農業以外の売上がある法人は、4法人ございまし たが農業売上の割合は過半であり要件を満たしています。次に3の 構成員要件です。構成員における農業常時従事者の議決権が、構成 員全体の過半であることが要件となっており、いずれも要件を満た しております。次に4番目の役員要件です。構成員かつ農業常時従 業者である理事などの役員が、役員総数の過半であること、併せて 構成員かつ農業常時従業者である役員、または重要な使用人の1人 以上が、農作業の年間従事日数が60日以上であることが、要件と なっており、いずれも要件を満たしております。記載のとおり、す べての法人で、要件を満たしていることを、先日開催の農地部会各 分会で確認しておりますので、ご報告いたします。以上で説明を終 わります。

議長(農地部会長)

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長(農地部会長)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。 以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政 振興部会長と交代いたします。

議長(農政振興部会長)

(別所農政振興部会長 挨拶)

それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第 37号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を お願いします。

農政振興係長

振興係の八百板です。別冊の議案第37号について、着席のまま にて、説明させていただきます。 表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。こちらは農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、2件2,946㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が両川地区1件、大江山地区1件で、2,946㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字が、ページ数となります。契約内容ですが、相対で契約した案件で、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容となっています。以上が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画であります。次をめくっていただいて、最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については、一番下段に記載しているとおり、8月16日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくお願いします。

議長(農政振興部会長)

今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長(農政振興部会長)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。別冊の議案第37号新潟市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認するに異議はありませんか。

(異議なし)

議長(農政振興部会長)

異議なし、ということでありますので、原案のとおり承認と決定いたします。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、 議長を虎澤会長と交代いたします。

議長(会長)

鈴木農地部会長、別所農政振興部会長、ありがとうございました。 次に、部会所掌外の議案に移ります。別冊の議案第38号新潟市農 業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱案について、 事務局の説明をお願いします。

佐藤次長

それでは、別冊の議案第38号新潟市農地利用最適化推進委員

(東区、中央区、江南区)の選任要綱案について説明いたします。 着座のままで説明させていただきます。

今月1日に新潟市議会にて、来年度、6農業委員会統合後の農業 委員及び推進委員の定数条例が、正式に議決されました。この要綱 案は、条例の議決を受けて、現在の中央農業委員会の管内、東、中 央、江南区内の推進委員を募集、選任するために定めるものです。 なお、農業委員については、市長の任命となるため、市の方で選任 要綱が作成されることから、農業委員会では、推進委員の要綱だけ が議案となります。この要綱では、委員の人数や募集期間、選定方 法等の、委員選任の具体的な手続き等を定めるもので、この要綱に 基づき実際に委員を募集する農地利用最適化推進委員の募集要項 が作成されます。10ページをご覧ください。参考にとして募集要 綱の案を資料として付けてあります。募集人数が、前回の19人か ら25人以内と増員となっています。その他の手続方法などは、前 回、平成30年の要項とぼぼ同様な内容となっています。次の12 ページから14ページは、提出していただく様式となります。これ は、議案の選任要綱4ページから6ページで定めた様式となりま す。実質的な変更ではありませんが、今回から全国的な押印廃止の 方針を受け、押印の印の文字をなくしました。また、本日差し替え させていただいた様式2についてですが、議案の5ページと募集要 項案の13ページに代わるもので、左側に記述にある法人または団 体の「または」について、要綱本文中の記載に合わせて、漢字に変 更するもので、内容は軽微ですが差替えさせていただきました。な お、募集に係る詳しい内容や様式への記載方法などについては、正 式に募集要項が作成された後、来月8月以降に改めて、説明する予 定ですので、よろしくお願いします。7ページにお戻りください。 新委員選任までのスケジュールについてです。この総会で、要綱案 の審議をいただき、承認をいただければ、先ほどの委員の募集要項 を作成いたします。来月以降、次の8ページから9ページにある統 合や委員募集についての内容を、農業委員会だより等で広く周知を 図っていきます。そして、10月1日から正式に委員の募集が開始 されます。1ヶ月間の受付です。今年は、最終日の10月31日が 日曜日なので、締め切りが11月1日となります。締め切り後は、 申込者の資格等を審査し、来年1月に評価会議を開催して、候補者 を決定します。農業委員の評価会議は市で行い、推進委員は各農業 委員会で行います。また農業委員は、議会の承認が必要なので、2 月議会に人事案件として、提案されることになります。新年度早々に、農業委員の辞令交付や推進委員を決定するための総会が開催されますが、新委員の候補者へは、この総会への出席を依頼する文書を3月の上旬頃までには、発送する予定としています。なお、15ページ以降に参考資料として、市で作成する農業委員の募集要綱案をつけておきました。後で参考にご覧ください。説明は、以上です。

議長(会長)

今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長(会長)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。原案のとおり承認するに異議はありませんか。

(異議なし)

議長(会長)

異議なし、ということでありますので、原案のとおり承認と決定いたします。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。

(なし)

議長(会長)

それでは、事務局から何かありませんか。

小林次長

本日お配りした資料1令和3年8月中央農業員会業務予定表を、ご覧ください。左が会長・農地部会関係、右が農政振興部会関係・その他となっております。農地法関係の許可・届出ですが、4日・16日・24日が届出の締切日、11日が許可申請の締切日となっております。17日は、午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席いただきます。18日は、午後1時30分から市町村農業委員会代表者研修会が、新潟ユニゾンプラザで行われます。役員の方々からご出席いただきます。19日は、午後3時30分から6農業委員会連絡協議会が、新潟グランドホテルで行われます。虎澤会長並びに山岸会長職務代理者からご出席いただきます。26日は、午後1時15分から入札室で、東ブロック対策委員会が、また301会議室では南

ブロック対策委員会が、開催されます。午後2時からは第1地域調 査委員会が入札室で予定されております。27日は、午後1時15 分から亀田・横越ブロック対策委員会が、入札室で開催され、午後 2時から第2地域調査委員会が予定されております。8月定例総会 につきましては、31日の午後2時から302会議室で開催させて いただきます。業務予定については、以上でございます。 ただ今、事務局から報告、説明がありましたことについて、ご質 議長(会長) 問、ご意見はありませんか。 (質疑・応答なし) 他に事務局からありませんか。 議長(会長) (なし) 他にないようですので、以上で、7月定例総会を閉会いたします。 議長(会長)

	議事録に相	l違ないことを認める。	
	議長	虎澤栄三	
	署名委員	成田誠一	
	署名委員	内藤浩一	